


資料 1-2
R3. 5. 17
第 89 回審議会



仙台市みどりの基本計画
2021-2030
答申案

令和3年5月

仙 台 市

目次

序章

1 改定の背景と目的	1
2 みどりの基本計画とは	2
(1) 法律・条例上の位置づけ	2
(2) 本計画で対象とするみどりの範囲	2
(3) みどりの役割	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	3
5 計画の構成	4

第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

1 みどりを取り巻く社会状況等	9
(1) 本市のみどりを取り巻く社会状況	9
(2) みどりに関する新たな視点	13
(3) 本市のまちづくりに関する動向	16
(4) 本市のみどりの現状と課題	19
2 基本理念・みどりの将来像	39
(1) 基本理念	39
(2) みどりの将来像	40
百年の杜将来イメージ	40
「百年の杜」将来像図	46
百年の杜将来イメージ・「百年の杜」将来像図の重ね図	48
3 取組みの姿勢	50
(1) グリーンインフラの推進	50
(2) 杜の都のグリーンインフラ	52

第2章 基本方針・具体的な施策

1 基本方針	55
基本方針 1「みどりと共生するまち」	55
(1) 施策の柱	56
(2) 重点的な取組み（百年の杜づくりプロジェクト）	61
(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み	68
基本方針 2「緑で選ばれるまち」	69
(1) 施策の柱	70

(2) 重点的な取組み（百年の杜づくりプロジェクト）	72
(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み	76
基本方針 3「みどりを誇りとするまち」	77
(1) 施策の柱	78
(2) 重点的な取組み（百年の杜づくりプロジェクト）	82
(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み	85
基本方針 4「みどりとともに人が育つまち」	86
(1) 施策の柱	87
(2) 重点的な取組み（百年の杜づくりプロジェクト）	89
(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み	92
基本方針 5「みどりを大切にするまち」	93
(1) 施策の柱	94
(2) 重点的な取組み（百年の杜づくりプロジェクト）	96
(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み	99
実現のための施策図（市域全体）	100
実現のための施策図（市街地拡大）	102
2 区ごとの主な事業・取組み	104
(1) 青葉区	104
(2) 宮城野区	108
(3) 若林区	112
(4) 太白区	116
(5) 泉区	120
3 各方針の事業・取組みの一覧	124
基本方針 1「みどりと共生するまち」	124
基本方針 2「みどりで選ばれるまち」	127
基本方針 3「みどりを誇りとするまち」	128
基本方針 4「みどりとともに人が育つまち」	130
基本方針 5「みどりを大切にするまち」	132

第3章 計画を推進する上での配慮事項

1 緑地保全に関すること	135
(1) 緑地保全制度の運用	135
2 都市緑化に関すること	144
(1) 緑化重点地区の運用	144
(2) 市街地等における建築物等の緑化の推進	154
3 都市公園に関すること	155
(1) 「公園マネジメント」の推進	155

4 街路樹に関すること.....	159
(1)「街路樹マネジメント」の推進.....	159

第4章 計画の進行管理

1 推進体制.....	166
(1) 市民, 市民活動団体, 事業者, 行政の取組みの基本的な考え方.....	166
(2) 第三者機関や市民による評価	167
(3) 庁内連携の強化	167
(4) 関係機関との連携.....	167
2 進行管理.....	168
(1) 計画全体の指標	169
(2) 5つの基本方針ごとの指標.....	170

参考資料

1 計画策定に関する市民意見.....	171
2 計画策定の経過.....	172
3 みどりの計画の変遷.....	177
4 みどりのデータ集.....	185
5 用語集.....	200

序 章

1 改定の背景と目的

仙台市では、平成6年(1994年)の都市緑地保全法(平成16年(2004年)に現在の都市緑地法へ名称改正)の改正を受け、平成9年(1997年)に緑の都市像や施策を定めた法定計画である「仙台市グリーンプラン21(仙台市緑の基本計画)」を策定しました。この計画では「自然と街がとけあう杜の都・仙台」を基本理念として、緑の保全、創出、普及の3つを基本的な方針に定め、市民協働による緑の施策に取り組みました。

平成24年(2012年)には、東部地域の緑の再生と、より緑豊かな都市づくりの推進を目的として、新たに「仙台市みどりの基本計画2012-2020」を策定し、「みんなで育む『百年の杜』」を基本理念に掲げ、市民・市民活動団体・事業者・行政が一体となり、東部地域のみどりを震災からの復興のシンボルとして再生することや、これまでの先人の努力により受け継がれてきたみどりを守り育て、より豊かで質の高い「杜の都・仙台」を実現し、未来に継承していくための取り組みを進めて来ました。

この間、少子高齢化の更なる進行や地球温暖化に伴う気候変動、国内外の交流人口の拡大など、みどりを取り巻く社会状況は大きく変化し、国連サミットでは深刻化するこれらの諸課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。令和元年(2019年)に国土交通省が策定したグリーンインフラ推進戦略では、自然環境が有する多様な機能を国土・都市・地域づくりに活用する取組みが示され、まちづくりにおいてみどりが担う役割はますます重要度を高めています。

みどりをまちづくりの重要な資源として捉え、質の向上や量の更なる充足を図り、多様な主体と連携しながら、その機能を積極的に活用していく取組みが今、求められています。

伝統ある「杜の都」の風土を生かし、これまで市民協働で取り組んできた「百年の杜づくり」を継承し、みどりで選ばれる新たな杜の都を実現するため、ここに仙台市みどりの基本計画2021-2030を策定します。

2 みどりの基本計画とは

(1) 法律・条例上の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組みを実施するにあたっての、基本的な方針を示すものです。

本市では杜の都の環境をつくる条例第10条に緑の基本計画の策定を規定しています。

(2) 本計画で対象とするみどりの範囲

本計画では市域全域にわたって分布する樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、また単独で生育する樹木や草花などを広く対象とします。

また、公園緑地、学校の校庭や街路樹などの公共施設の緑から、私有林や屋敷林（いぐね居久根）、個人の庭などの私有の緑まで、広く市民共有の財産ととらえ、本計画の対象とします。

このように広い概念でとらえていることを示すために、ひらがなの「みどり」と表記することにします。

※ただし緑化や緑被地（りよくひちりよくひち）などの単語中の「緑」や「緑の活動団体」など、条例や要綱で規定されているものについては、漢字表記とします。



(3) みどりの役割

① 自然環境の保全

森林は植林や間伐などの適正な管理により、二酸化炭素が吸収・固定され、地球温暖化の防止に寄与するとともに、水源・地下水涵養機能も高まり、健全な水循環の確保に寄与します。

また、奥山から海岸までの多様な自然環境は生物の生息・生育の基盤や移動経路となるなど、生物多様性を保全します。

② 都市環境の改善

都市のみどりは、ヒートアイランド現象の緩和や大気の浄化、騒音・振動の吸収、防風・防塵など生活環境を保全するとともに、人々にやすらぎや潤いなどの心理的な効果をもたらします。

③ 子どもの育ちやレクリエーションの場などの提供

公園緑地や樹林地などは、子どもが遊びや学びを通して育つ場となるとともに、休養や

健康増進，レクリエーションなどの場にもなります。

④ 安全・安心な都市基盤の形成

公園緑地などのオープンスペースは地震や火災などの災害時の避難場所となり，また公園緑地や樹林地などは延焼を防止するほか，土砂崩壊などによる被害を軽減します。さらに，海岸林は飛砂や塩害を防ぐだけでなく，津波エネルギーの減衰や漂流物の捕捉効果等があり，沿岸部の公園緑地に設置した丘は津波からの避難場所となるなど，津波被害の軽減効果を持っています。

⑤ 地域固有の都市景観，歴史，文化の形成

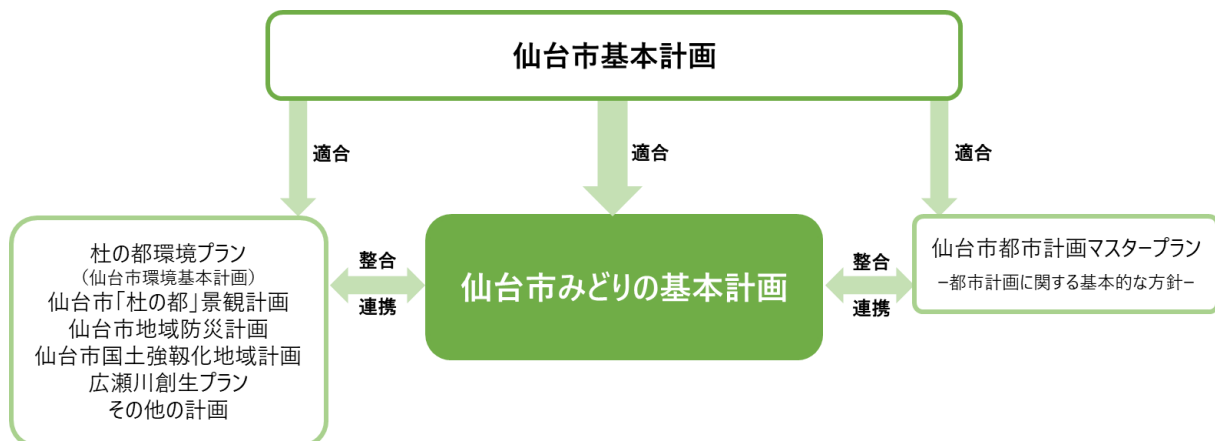
みどりは，歴史的・文化的資源と一体となった地域固有の都市景観や風土を形成するとともに，地域に固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与します。

⑥ 地域のコミュニティ形成の場

公園緑地や樹林地などはみどりとふれあう活動の場を提供し，みどりの保全や創出に多くの人が関わることで，人と人をつなぐ地域コミュニティ醸成の場となります。

3 計画の位置づけ

仙台市基本計画を上位計画とし，仙台市都市計画マスタープランをはじめとする関連計画と連携及び整合を図っています。



図－1：計画体系における仙台市みどりの基本計画の位置づけ

4 計画期間

本計画の計画期間は，上位計画である仙台市基本計画に合わせ，令和12年度までとして，計画の実現を目指します。

なお，社会情勢の変化などに対応していくため，中間年度（令和7年度）には中間見直しを行うこととします。

5 計画の構成

序章

第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

第2章 基本方針・具体的な施策

第3章 計画を推進する上での配慮事項

第4章 計画の進行管理

仙台市みどりの基本計画2021-2030の構成

序章，第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

関連計画の改定等
仙台市基本計画

本編
P.16～

挑戦を続ける，新たな杜の都へ
～“The Greenest City” SENDAI～

まちづくりの理念として，連綿と受け継がれてきた「杜の都」のまちづくりを基盤に，世界からも選ばれるまちを目指し，仙台が持つ都市個性の深化と掛け合わせを通じて，「杜の都」を新しいステージに押し上げるという想いを込め，「挑戦を続ける，新たな杜の都へ」を掲げています。

副題の「“The Greenest City” SENDAI」は，「杜の都」と親和性のある「Green」という言葉に，目指す都市の姿に関連する多様な意味を持たせるとともに，世界を見据えて常に高みを目指していくまちづくりの方向性を示しています。

本編
P.38

本市のみどりの課題

〈本市のみどりを取り巻く社会状況，みどりの現状，前計画の成果等を踏まえ，以下の課題を抽出〉

課題①

加速する少子高齢化や激甚化・頻発化する自然災害，国内外の交流人口の拡大等により激化する都市間競争など，大きく変化する社会状況への対応が求められる中で，みどりをまちづくりの重要な資源として捉え，その多様な機能を積極的に活用していくことが必要です。

課題②

みどりの多様な機能をまちづくりに効果的に活用できるように，法令等に基づく緑地保全制度の運用の更なる推進や都市緑化の質の向上，公園や街路樹等の老朽化や安全性の確保など，みどりの適正な維持管理や配置を行い，質の向上や量の更なる充足を図ることが必要です。

課題③

みどりの整備・維持管理・利活用に関する取組みを推進するために，市民や市民活動団体，事業者等の多様な主体と更なる連携を図っていくことが必要です。

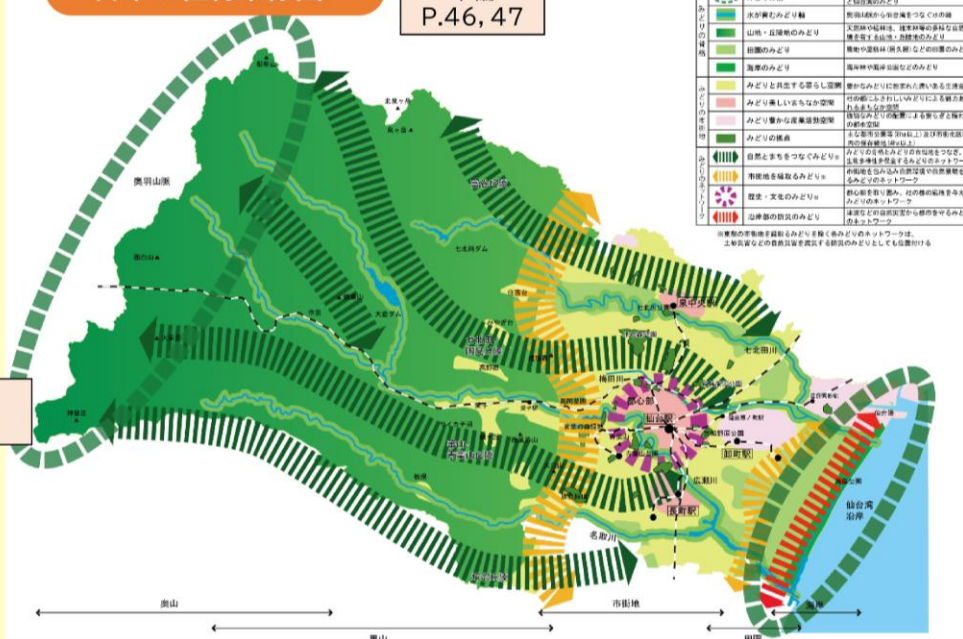
基本理念

百年の杜づくりで実現する新たな杜の都 ～みどりを育むひと，みどりが育むまち～

本市の都市個性の1つである，奥山から沿岸部までの豊かな自然と都市機能が調和した「環境」を，市民とともに「百年の杜づくり」が支えてきたことを踏まえ，引き続き「百年の杜づくり」を推進し，

百年の杜将来像図

本編
P.46, 47



取組みの姿勢

本編
P.50～



本編
P.52, 53

今後はまちづくりにみどりの多様な機能を積極的に活用することで、新たな杜の都を目指します。ひとがみどりを育み、そのみどりがまちと暮らしを育むことで、杜の都の更なる高みを目指します。

百年の杜将来イメージ

本編
P.40, 41



グリーンインフラの推進

基本理念を実現すべく、全庁一丸となるとともに、市民や事業者などの多様な主体と連携し、グリーンインフラを推進していきます。

1) グリーンインフラと杜の都のみどり

仙台市基本計画ではグリーンインフラを「コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方（取組み）」と捉えています。

本市は、仙台藩初代藩主伊達政宗公が、屋敷内に食料・燃料となる樹木の植栽を奨励したことで、城下に豊かな屋敷林がありました。第二次世界大戦後は焼失した屋敷林に代わって都市公園のみどりや定禅寺通、青葉通に植栽されたケヤキ並木が大きく成長し、現在の「杜の都・仙台」を象徴するみどりとなっています。東日本大震災で壊滅的な被害を受けた海岸林を津波からの多重防御として、市民や企業などとの協働により、植樹や育樹に取り組んできました。

今日に至るまで、本市ではみどりを日々の暮らしやまちづくりに欠かすことができないものとして大切に手入れを行いながら、その多様な機能を利活用してきた歴史があり、長い時間をかけて「グリーンインフラ」によるまちづくりに取り組んできたと言えます。

2) これからのまちづくりにおけるグリーンインフラ

令和2年（2020年）世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症による人々の行動様式の変化など将来起こり得る予見できない社会状況にも備えながら、就労環境や住環境の向上、子育てや教育、コミュニティ形成への寄与による人づくりなど、持続可能で魅力ある都市・地域づくりへの多岐にわたるグリーンインフラの効果に着目したまちづくりに取り組んでいきます。

みどりと
共生する
まち
(自然環境保
全・防災減災
など)

本編
P.55~

- ① みどりを生かした防災・減災を進める
 - 1) 自然災害等を軽減するみどりの保全・育成
 - 2) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実
- ② みどりにより、健全な水循環を維持・増進する
 - 1) 市街地等の浸透力・保水力の向上
 - 2) 樹林地・農地の適正な保全
 - 3) 河川環境の保全
- ③ 都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む
 - 1) 生物の生息地となる樹林地、公園・緑地等の保全・充実
 - 2) 郷土種を利用した緑化、みどりのネットワークの形成
- ④ みどりを資源として循環させる
 - 1) みどりの有効活用、環境負荷の小さい資材の活用

■みどりによる雨水対策の推進

法や条例に基づく緑地保全制度の運用、市有林の造林育林、公園や道路、建物敷地などへの雨庭等の整備に取組み、浸水被害の軽減に努めます。

■生態系を育むみどりの保全・創出

法や条例等に基づく緑地保全制度の運用、多自然川づくりや生物多様性地域戦略を推進し、生態系サービスの基盤を充実させます。

本編
P.101~

みどりで
選ばれる
まち
(活力・経済
など)

本編
P.68~

- ⑤ みどりで人、企業を惹きつける
 - 1) 都心部のシンボル並木の磨き上げによる都市ブランドの向上
 - 2) 老朽化したビルの建替えなどを契機とした質の高い緑化空間の創出
- ⑥ みんながみどりを享受できるまちをつくる
 - 1) あらゆる人々が集い、楽しみ、活動できるような公園、緑地の整備
 - 2) 人々の交流を促すみどりの空間形成

■都心部の活力・にぎわいの創出

街路樹のある公共空間の活用によりにぎわいを創出するとともに、公園を活用したエリアマネジメントの推進等により新しいビジネスの機会創出を促進します。

■都心部の建築物等における質の高い緑化の創出

建築物等緑化ガイドラインの運用や建築物等緑化認定制度の導入により質の高い緑化を促進し、都市ブランドや建築物等の価値向上を図ります。

みどりを
誇りとする
まち
(歴史文化・
景観など)

本編
P.76~

- ⑦ 杜の都にふさわしいみどりを充実させる
 - 1) 市街地を囲む緑地や丘陵部の保全
 - 2) 風格のある杜の都の景観づくり
- ⑧ 歴史と文化の香るみどりを守り、継承する
 - 1) 文化資源と調和するみどりの保全と活用
 - 2) 歴史あるみどりの保全と活用

■街路樹による風格ある景観づくり

街路樹の整備や更新、管理などの総合的な計画の作成・運用により、歩いてみたくなる美しい街路樹空間を創出します。

■仙台ならではのみどりの活用

名木・古木、彫刻めぐりや居久根、貞山運河など地域資源の利活用を進め、地域への誇りと愛着を醸成します。

みどりと
ともに人が
育つまち
(子育て・教
育・コミュニ
ティ・健康増
進など)

本編
P.84~

- ⑨ 暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる
 - 1) 地域ごとの特色を踏まえた公園緑地等の整備
 - 2) 住宅地や公共施設、民間施設等におけるみどりの充実
- ⑩ みどりにより健やかな心身を育む
 - 1) みどりによる子どもの遊び環境・学び環境の充実
 - 2) みどりを介したコミュニティの醸成
 - 3) みどりを生かした健康づくりの推進

■子どもの遊び・学び環境の充実

公園など子どもの遊び環境の充実、環境教育・学習の推進、プレーパークの拡充等により、子どもが豊かな人間性や社会性を身に付ける可能性を広げます。

■みどりを活用したコミュニティ、地域づくりの推進

コミュニティガーデンづくりや公園緑地を活用したウォーキング等の健康づくり、みどりに関する各活動団体の支援等により、地域全体で支えあう環境づくりを進めます。

みどりを
大切にする
まち
(維持管理・
普及啓発など)

本編
P.91~

- ⑪ みどりの持続可能な管理体制を構築する
 - 1) 様々なみどりの施設マネジメントによる効率的な維持管理
 - 2) 多様な主体・多様な手法による参加の促進
 - 3) みどりの団体やみどりの人材の育成
- ⑫ 悠久の杜の都を発信する
 - 1) みどりのイベント充実と開催支援
 - 2) 杜の都のみどりの魅力発信

■施設マネジメントの推進

老朽化した公園施設の効率的な維持管理による長寿命化、街路樹の整備や更新、管理などの総合的な計画の作成・運用の推進により、安全・安心な利用空間を創出します。

■みどりの魅力・情報発信の強化

全国都市緑化仙台フェアの開催による国内外への新たな杜の都の発信やふるさとの杜再生プロジェクトのイベント開催等により、みどりを楽しむ機会を増やします。

本計画を推進する上で、都市緑地法等に基づき、「緑地保全」、「都市緑化」、「都市公園」、「街路樹」について、関連事業を進めていく際の配慮事項等をまとめます。

1. 緑地保全に関すること

特別緑地保全地区や風致地区、保存緑地等の法令等の緑地保全制度を運用することで、適正に保全を図っていくとともに活用に取り組む

2. 都市緑化に関すること

緑化重点地区（仙台都心部など4地区）について、公園緑地や街路樹のみどりの適正な整備や維持管理を行うとともに、民有の建築物等の緑化については、ガイドラインや助成制度の運用等により、質を向上させる

3. 都市公園に関すること

都市経営の重要な資源の一つとして捉え、長期的観点のもと計画的な整備・管理を行い、その価値を維持向上させるとともに、公園が持つ多様な機能を有効に活用することで、都市の魅力向上させる「公園マネジメント」に取り組む

4. 街路樹に関すること

適正な整備・維持管理により、その価値を向上させるとともに街路樹が持つ多様な機能を有効に活用することで、都市の魅力向上させる「街路樹マネジメント」に取り組む

第4章 計画の進行管理

令和12年度までの10年間を計画期間とし、計画の推進にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、適切な進行管理を行います。毎年度、事業の進捗を把握するとともに、中間年度（令和7年度）には、成果指標の達成状況の確認とみどりの市民意識調査や緑の分布調査、緑視率調査などを実施し、中間見直しを行います。

●計画全体の指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
指標1	市域全域の緑被率	78.4%	維持・向上
指標2	都市計画区域内の都市公園等の市民一人当たり面積	18.6㎡	20㎡
指標3	百年の杜づくりに対する市民満足度	69.5%	現在より向上
指標4	身近なみどりに対する市民満足度	34.7%	40%

●5つの基本方針ごとの指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
方針1	公園緑地等における浸透施設整備により雨水流出抑制が図られた面積	—	R12年度までに87,000㎡増
	身近な生きもの（9種）の認識度	ツバメ75.2%ほか	全ての種で現在より向上
方針2	新たに民間活力を導入する公園施設数	—	R12年度までの10年間で4か所
	仙台市都心部緑化重点地区における①緑被率・②平均緑視率の向上	①14.2% ②31.0%*	①14.3%以上(約3ha増) ②33%
方針3	街路樹の再生（更新路線数）	—	R12年度までの10年間で10路線実施
	仙台ならではのみどりを活用した（名木・古木めぐりなど）イベント開催件数	10回/年度	10回/年度以上
方針4	身近な公園の役割が子どもを遊ばせる場所と回答する市民の割合	62.6%	現在より向上
	コミュニティを育むみどりの市民活動団体の結成数	1,358団体	1,460団体
方針5	公園施設改修件数	—	R12年度までの10年間で延べ1,200公園
	ふるさとの杜再生プロジェクトのイベント参加者数	—	R12年度までの10年間で延べ2,000人

*令和2年度実績

第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

1 みどりを取り巻く社会状況等

(1) 本市のみどりを取り巻く社会状況

① 緩やかな人口減少と少子高齢化の更なる進行

日本全体では人口減少が進む中、本市の人口は増加が続いていますが、近い将来にピークを迎え、その後は緩やかに減少し、2050年から2055年にかけて100万人を割り込む見込みです。本計画期間中については、ほぼ横ばいで推移する見込みとなっていますが、少子高齢化が進み、人口構成の変化が予想されます。

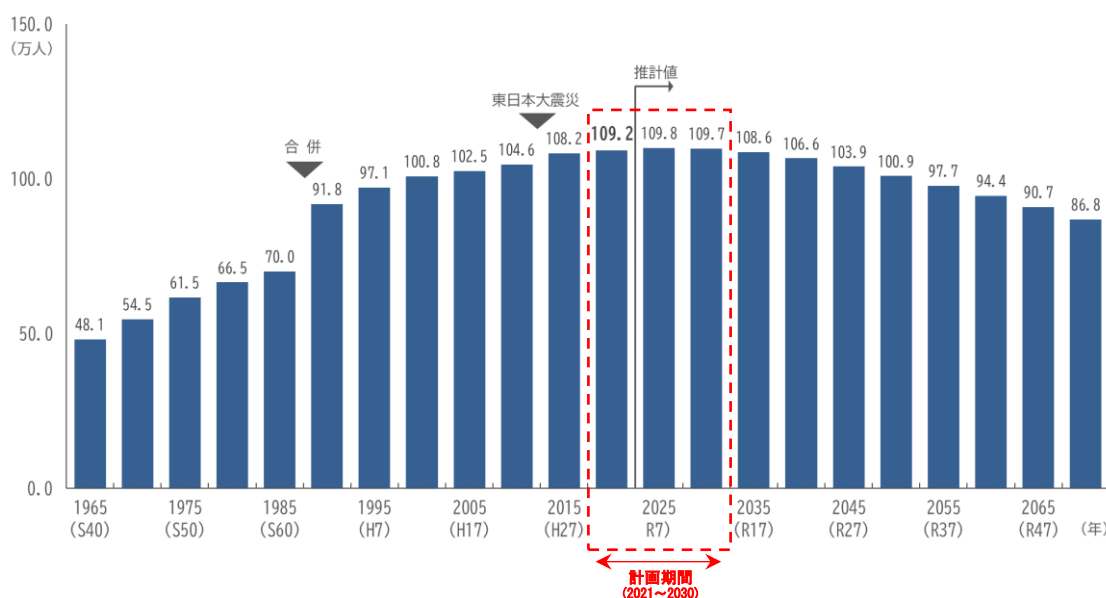


図-2：仙台市の将来人口推計

出典：仙台市基本計画 コーホート要因法により仙台市まちづくり政策局で推計

② 地球温暖化等に起因する自然災害の頻発化・激甚化

近年、地球温暖化に起因する気候変動の影響により、世界中で平均気温の上昇や豪雨等による水災が発生しています。国内においても、その影響が表れ始めており、全国各地で局地的な大雨や記録的な猛暑が発生しています。「平成30年7月豪雨」では、西日本を中心に広い範囲で大雨となり、豪雨災害としては平成最大の200名を超える死者・行方不明者が発生するなど、各地に甚大な被害をもたらしました。「令和元年東日本台風」では、宮城県内でも阿武隈川などの河川氾濫やがけ崩れが発生し、本市においても広い範囲で被害が生じております。

水災対策は、令和2年(2020年)7月には国土交通省から「流域治水」の考えが示される等、社会全体として総合的かつ多層的に取り組むことが求められています。



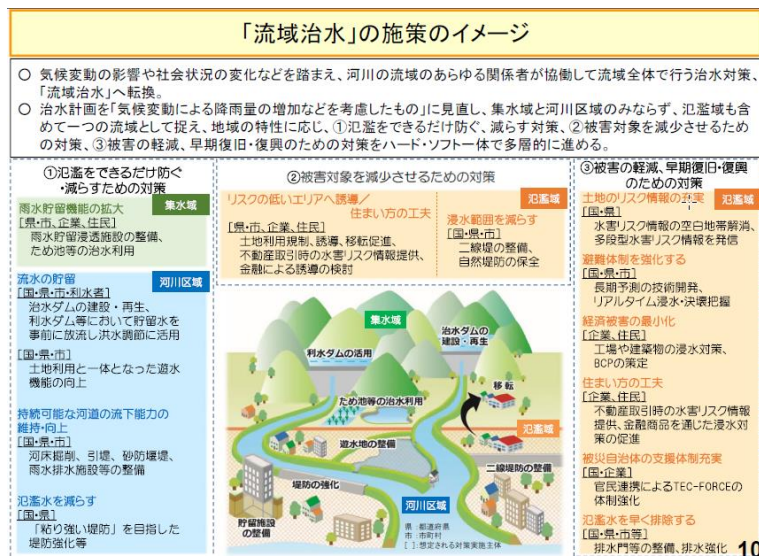
本市における洪水（河川氾濫）の被害
（平成27年9月関東・東北豪雨）



本市における土砂災害（かけ崩れ）の被害
（令和元年東日本台風）

図－3：本市における近年の大雨被害

出典：仙台市地球温暖化対策推進計画



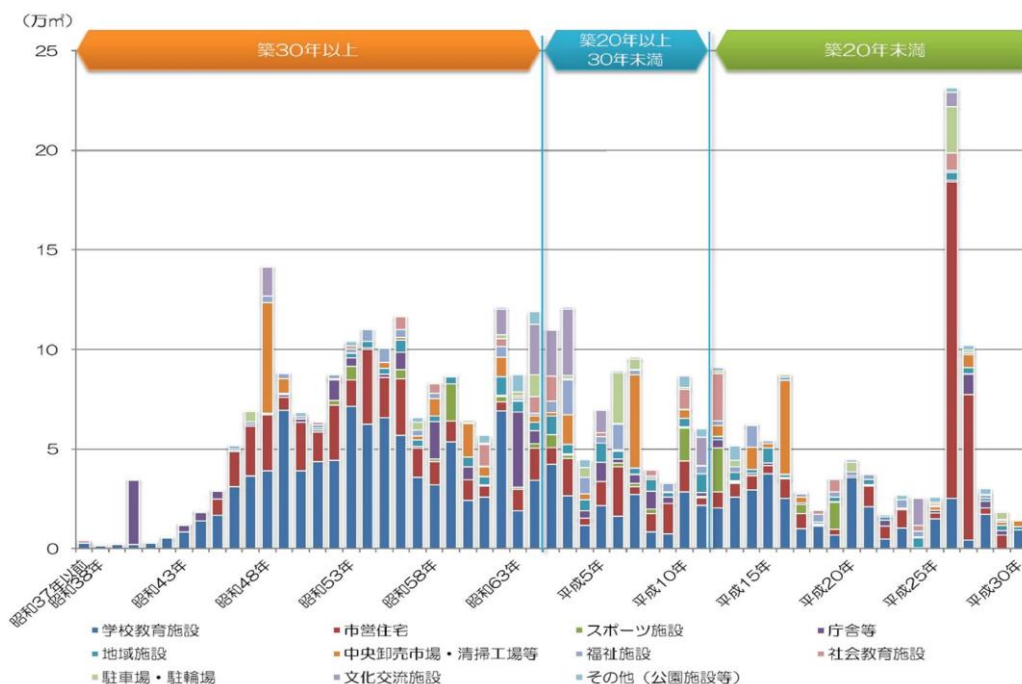
図－4：「流域治水」の施策のイメージ

出典：【概要】気候変動を踏まえた水害対策のあり方について答申
（国土交通省，令和2年7月）

③ 社会資本の老朽化

我が国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後、建設後50年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなるが見込まれ、一斉に老朽化するインフラを戦略的に維持管理・更新することが求められています。

本市においても公共施設（建築物）のうち、築30年以上の施設が4割を超えており、今後、老朽化対策が必要となる施設の維持・保全に、膨大な費用がかかることが見込まれています。



図－５：整備年度別床面積

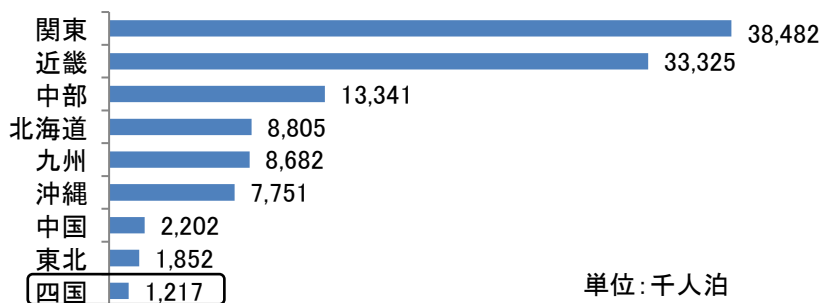
出典：平成30年度仙台市公共施設の「見える化」-公共施設のいま-（財政局）

④ 交流人口の拡大

本市の外国人宿泊者数は令和元年(2019年)に33万人泊を突破し、5年連続で過去最多を更新しましたが、東北地方全体における宿泊者数は他地域に比べると依然として低水準にあります(図－6：「令和元年(2019年)地域別外国人延べ宿泊者数」参照)。観光庁が平成29年(2017年)3月に発表した「観光立国推進基本計画」では、地方部※における訪日外国人宿泊者数を令和2年(2020年)に7,000万人泊にすることを目標に掲げておりますが、令和元年(2019年)実績は約4,308万人泊(全国合計では1億1,566万人泊)と目標の6割程度に留まり、さらに令和2年は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行により、地方部の宿泊者数は速報値で約703万人泊(全国合計では約1,803万人泊)と大幅に落ち込みました。

しかしながら、感染症の収束後を見据え、東北地方の交流拠点としての役割を担う本市においては、更なる観光資源の発掘や都市の魅力向上等の取組みが必要と考えられます。

※三大都市圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県)以外の道県を指す。



図－６：「令和元年(2019年)地域別外国人延べ宿泊者数」

出典：観光庁 観光統計により作成

⑤ 感染症を契機としたまちづくり

令和元年(2019年)に発生し、世界中に広がった新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活と地域経済に深刻な影響を与え、一人ひとりの暮らし方や働き方も見直されています。

令和2年(2020年)には国土交通省から、新型コロナウイルス感染症がもたらす影響への対応について、職住近接(自宅と勤務地が近いこと)のニーズへの対応や総合的な交通戦略の推進、緑やオープンスペースの柔軟な活用等、今後のまちづくりの方向性が示されました。



図ー7：新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性 (イメージ)

出典：「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」概要版抜粋

(国土交通省, 令和2年8月)

(2) みどりに関する新たな視点

① 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGsとは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年(2030年)までの国際目標です。同目標では、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、貧困や飢餓、格差や持続可能な消費・生産などの17のゴール(目標)と169のターゲット(達成基準)が掲げられています。

内閣府では、平成30年(2018年)度より、自治体によるSDGsの取組みを促進するため、優れた取組みを提案する都市を「SDGs未来都市」として選定しており、本市は、「『防災環境都市・仙台』の推進」が評価され、令和2年(2020年)度に選定されています。

本計画では、17のゴールの達成に寄与する施策を積極的に推進していきます。



図-8 : SDGs の 17 のゴール (目標)

出典 : 国際連合広報センターHP

② 仙台防災枠組 2015-2030

「仙台防災枠組2015-2030」は、平成27年(2015年)に本市で開催された第3回国連防災世界会議で採択された、「兵庫行動枠組(平成17年(2005年)に採択)」の後継となる新しい国際的防災指針です。

同枠組では、災害による死亡者の減少、国や地方レベルでの防災・減災戦略を有する国の増加など、地球規模の目標が初めて設定され、防災・減災については、自然生態系を生かした防災・減災を意味するEco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) の推進が盛り込まれました。

本市では、東日本大震災時に消失した海岸林が津波減衰効果を発揮したことを踏まえ、平成25年(2013年)度から海岸林の再生等に取組む「ふるさとの杜再生プロジェクト」を実施し、震災後のまちづくりにおいてEco-DRRを推進してきました。

③ 都市緑地法等の改正による新たな制度

平成29年(2017年)6月に法改正が行われ、都市公園の再生・活性化(都市公園等)、緑地・広場の創出(都市緑地法)、都市農地の保全・活用(生産緑地法等)について、新たな制度が創設されました。

国土交通省はこうした法改正による新制度を「緑の基本計画(緑のマスタープラン)」に位置づけることで、緑のまちづくりの充実を図ることの必要性を示しています。



図-9：平成29年度改正都市緑地法等の概要

出典：国土交通省資料により作成

④ グリーンインフラ推進戦略

令和元年(2019年)7月に国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が公表されました。この中で、グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組み」とされており、地域住民や民間企業などの多様な主体の参画・連携を通じて、広く普及・促進することが必要とされています。また、グリーンインフラはSDGs(持続可能な開発目標)と親和性があり、同目標に示されている複数の課題の同時解決にアプローチする手法として有効とされています。

令和2年(2020年)3月には、都道府県・市区町村、関係府省庁、民間企業・学術団体、個人などから構成されるグリーンインフラ官民連携プラットフォームが設立され、多様な主体の積極的な参画及び官民連携により、グリーンインフラの社会的な普及や調査・研究等が進められており、その活動の一環として開催された第1回グリーンインフラ大賞(国土

交通省主催)では、防災・減災部門における取組みとして、本市のふるさとの杜再生プロジェクトが国土交通大臣賞(最優秀賞)を受賞しました。

本市においては、近年激しさを増す都市型水害や魅力ある都市空間の形成など、顕在化する様々なまちづくりの課題へ対応が求められており、グリーンインフラをより一層推進していく必要があります。

⑤ オープンスペースに関する提言など

平成28年(2016年)に国土交通省が設置した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」より、人口減少・少子高齢化社会における緑とオープンスペースの政策は「新たなステージ」へ移行すべきであり、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つの観点を重視する必要があるという提言がなされました。

また、令和元年(2019年)には同省が設置した「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」から「『居心地が良く歩きたくなる まちなか』からはじまる都市の再生」が提言されました。

本市は、同提言に共鳴し、国とともに取組みを進める「ウォークブル推進都市」に賛同しており、官民の連携を図りながら、居心地がよく歩きたくなるまちなかの創出に向け、都市公園をはじめとするオープンスペースの積極的な活用などの取組みを推進していくこととしております。



【札幌市】北3条広場アカブラ



図-10: 『居心地が良く歩きたくなるまちなか』からはじまる都市の再生
～都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現～

出典: 国土交通省資料により作成

(3) 本市のまちづくりに関する動向

① 関連計画の改定等

1) 仙台市基本計画

まちづくりの理念に「挑戦を続ける，新たな杜の都へ～” The Greenest City” SENDAI～」を掲げています。

「杜の都」と親和性のあるGreenという言葉に，目指す都市の姿に関連する様々な意味（自然，心地よさ，成長，進め！）を持たせるとともに，常に高みを目指す姿勢の象徴として，最上級を表す「est」を付した” The Greenest City” というまちづくりの方向性を定め，仙台がこれまで培ってきた都市個性を深化させ，掛け合わせ，相乗効果を生み出していくことで，仙台らしさが輝く「新たな杜の都」をつくっていくとしています。



目指す都市の姿の実現に向けて，仙台の強みや現状を踏まえて重点的に取組む8つのチャレンジプロジェクトが設定されており，みどりに関しては，グリーンインフラの充実を通じて，みどりが有する防災・減災やにぎわい創出，景観向上等の機能をまちづくりに生かしていくこととしています。

2) 仙台市都市計画マスタープラン

都市づくりの目標像を「『選ばれる都市へ挑戦し続ける” 新たな杜の都”』～自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり～」とし，目標像の実現に向けて，「働く」・「学ぶ・楽しむ」・「暮らす」場所としての質を高め，相乗効果を生み出すことにより，選ばれる都市の実現を目指すとしています。

目標像の実現に向け，都市づくりの基本方針や部門別の方針を定め，都市づくりの具体的な考え方を示しています。みどりに関しては，基本方針の「1. 魅力・活力ある都心の再構築」において「杜の都の緑豊かな都市空間の形成と活用」，基本方針の「2. 都市機能の集約と地域の特色を生かしたまちづくり」では「自然環境の保全・継承」，基本方針の「4. 杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実」では「緑と潤いのある都市空間の形成と活用」，「災害に強い安全・安心な都市空間の形成」などの様々な分野にわたって考え方が示されています。また，部門別方針の「3. 緑・景観」においては，自然環境の保全や緑の持つ多機能性を生かしたグリーンインフラによるまちづくり，公園・緑地等の形成と保全などを進めていくこととしています。

このように，都市づくりの方針を示す計画において，みどりに関する方針が多岐にわたって示されており，今後の都市づくりの中でみどりが担う役割が大きいものとなっています。

す。

3) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

目指す環境都市像「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を掲げ、この実現に向けて5つの分野別の環境施策と3つの重点的な取組みを進めることとしています。

みどりに関しては、分野別の環境施策「2 自然共生都市づくり」において、「豊かな自然環境や生物多様性が大切にされ、その恵みが持続的に活かされるまち」を目指す都市の姿として掲げ、この施策として「豊かな自然環境と多様な生きものを守る」、「恵み豊かな里地里山を活性化させる」、「グリーンインフラをまちづくりに活かす」等を位置づけているほか、分野別の環境施策「4 快適環境都市づくり」の「健康で快適な生活環境を保全する」、「地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める」においても、みどりの多機能性を生かす取組みを進めていく



こととしています。

4) 仙台市国土強靱化地域計画

4つからなる基本目標として「人命の保護が最大限図られる」等を掲げ、事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野の設定を行い、それらの設定に基づき脆弱性を評価した上で、今後の取組みの方向性を推進方針として設定しています。

リスクシナリオの1つである「突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、暴風雪や豪雪等による多数の死傷者の発生」では、雨水流出抑制の方策の1つとして、雨水の地下への浸透などを行うためにグリーンインフラの導入を図ることとしています。

② 都心部再開発の動向

東日本大震災以降、震災からの復興を進めてきた一方、都心部において建築物の老朽化やオフィスビル供給の減少等の新たな課題が顕在化しています。

これらの課題に対応するため、令和元年(2019年)7月から「せんだい都心再構築プロジェクト」を始動し、助成制度の創設等による建替え促進や都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法）の拡大指定などに取組み、都心部の機能強化を進めています。さらに、勾当台・定禅寺通エリアにおいては、市役所本庁舎の建替えや定禅寺通活性化、市民広場を含む勾当台公園の再整備等、市政上の重要施策も動き出しており、今後の公・民の資産の老朽化対応において、個々の改修や更新が同エリアの魅力向上に寄与し、繋がりのある取組みとなるように、同エリアのまちづくりの将来像を示す「勾当台・定禅寺通エリアビジ

ョン」の策定に向けた検討が進められています。

また、青葉通や宮城野通においても、地域の関係者により設立されたまちづくり協議会が主体となって計画が作成され、地域が目指すまちづくりの将来像などが示されるとともに、にぎわいの創出や活性化を目的として歩道の一部を広場化する社会実験が実施されるなど、まちづくりの取組みが行われています。

③ 令和5年度開催「第40回全国都市緑化仙台フェア」

杜の都の環境をつくる条例の制定50周年という節目にあたる令和5年(2023年)春に本市としては2回目(前回は平成元年(1989年)に開催)となる第40回全国都市緑化仙台フェアを開催します。

「杜の都から始まる未来、みどりを舞台に人が輝く」を開催テーマに、「杜の都・仙台」の多様な機能を持つみどりが形づくられてきた歴史のあゆみを辿り、その大切さを見つめなおすとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により引き起こされつつある社会的変革の先にある「新たな杜の都」の創造に向けて、3つの基本理念(①百年先の、みどり豊かな杜の都を育むために②杜の都のみどりと親しむライフスタイルの発見、そして人の交流があふれるまちへ③復興からその先へ、みどりを未来へつなげる)を掲げ、全国都市緑化フェアを開催することとしています。

(4) 本市のみどりの現状と課題

① 本市のみどりの特徴と現状

1) 緑被率

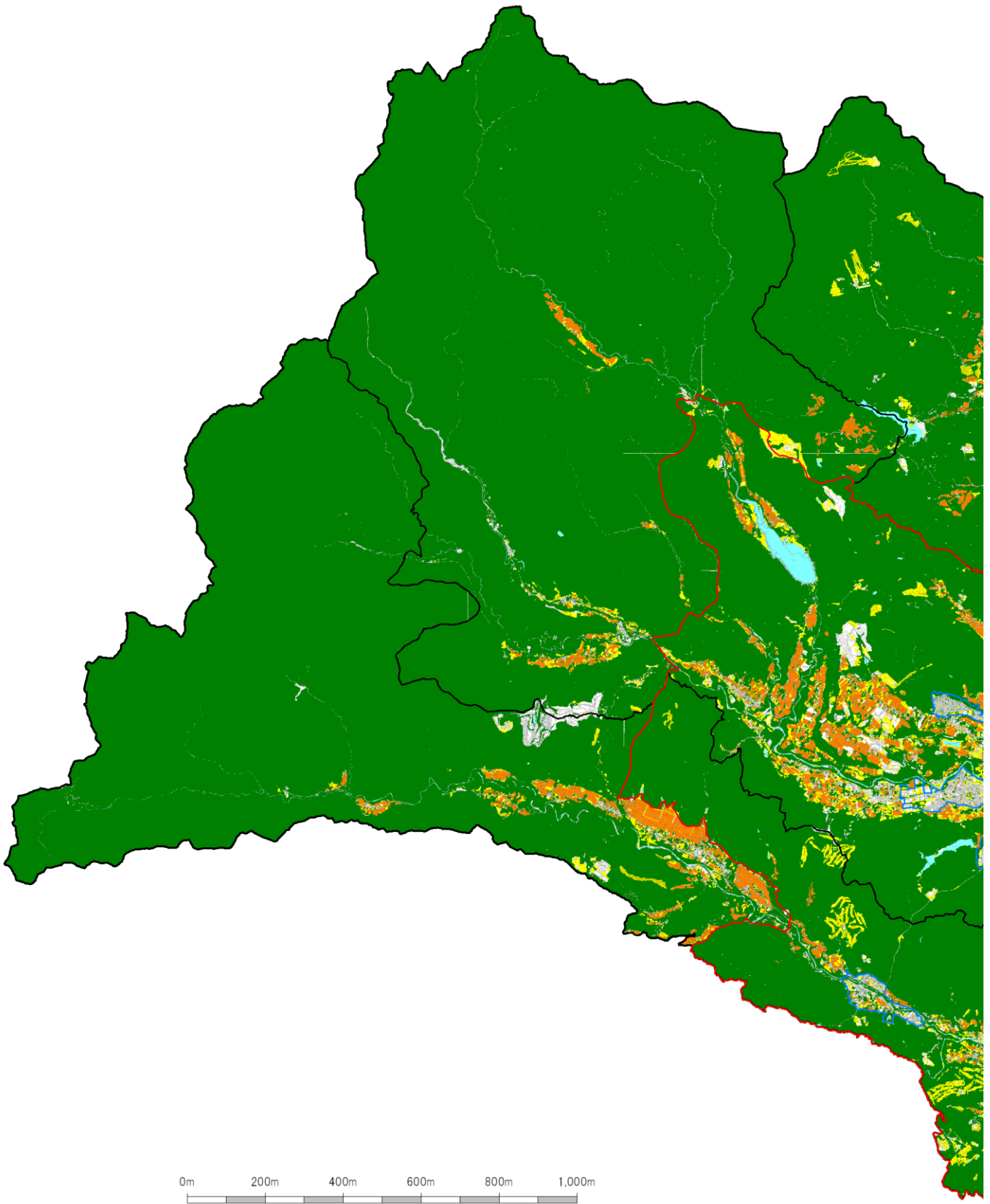
本市では緑被分布の現況調査（緑の分布調査）を、平成元年(1989年)から5年ごとに航空写真の撮影により行っています。令和元年(2019年)度実施した調査の結果、市全域では、緑被率が78.4%と市域の約8割がみどりに覆われており、その内訳は、樹林地が64.9%、草地が3.8%、農耕地が8.5%、水面が1.2%となっています（図－11：「緑被分布総括図」参照）。

また、市街地、市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外での緑被率はそれぞれ30.2%、26.3%、87.7%、98.5%となっています（図－12：「区域ごとの緑被率」参照）。

前回の調査（平成26年(2014年)度実施）と比較すると（表－1：「緑被地面積の経年変化」参照）、市全域の緑被率は0.9ポイント減少しており、緑被地ごとの内訳では、樹林地で0.4ポイント、草地で0.1ポイント、農耕地で0.4ポイント、水面で0.1ポイント減少しています（四捨五入の関係で合計が合わない）。

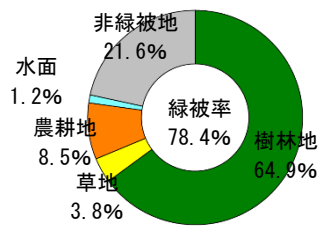
区域ごとにみると、市街化区域では、樹林地で0.8ポイント、草地で0.7ポイント、農耕地で0.4ポイント減少しています。市街化調整区域では、草地が0.2ポイント増加しているものの、樹林地で0.4ポイント、農耕地で0.6ポイント減少しています。都市計画区域外においても市街化調整区域と同様に、草地では0.2ポイント増加しているもの、樹林地で0.3ポイント、農耕地で0.3ポイント、水面で0.2ポイント減少しています。

農耕地については、いずれの区域においても減少していますが、耕作放棄地率の割合が大きくなっています（表－2「耕作放棄地率の経年変化」参照）。また、樹林地についても、いずれの区域においても減少しており、開発等の土地利用の影響が原因と考えられます。



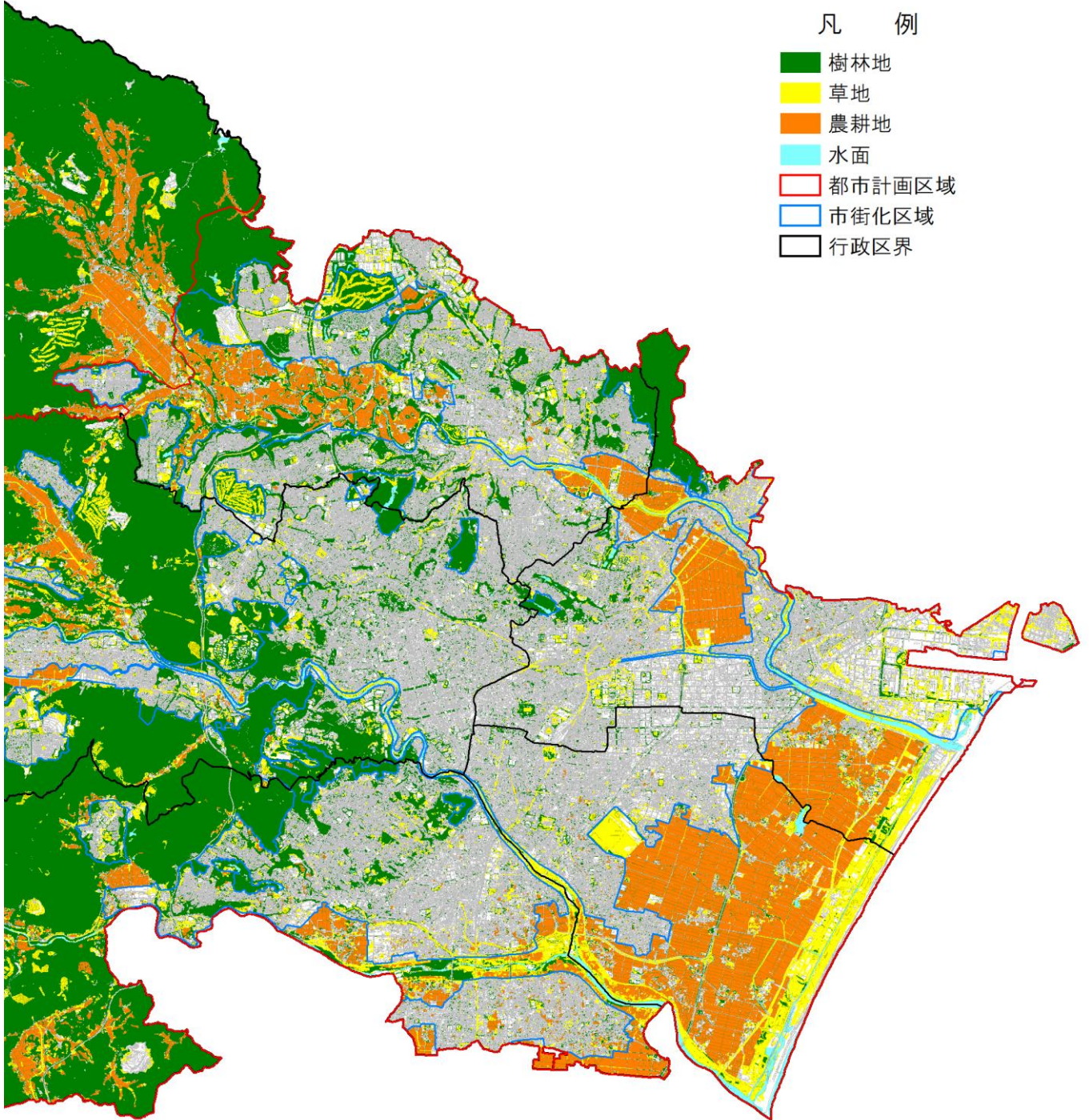
0m 200m 400m 600m 800m 1,000m

図一 1 1 : 緑被分布総括図

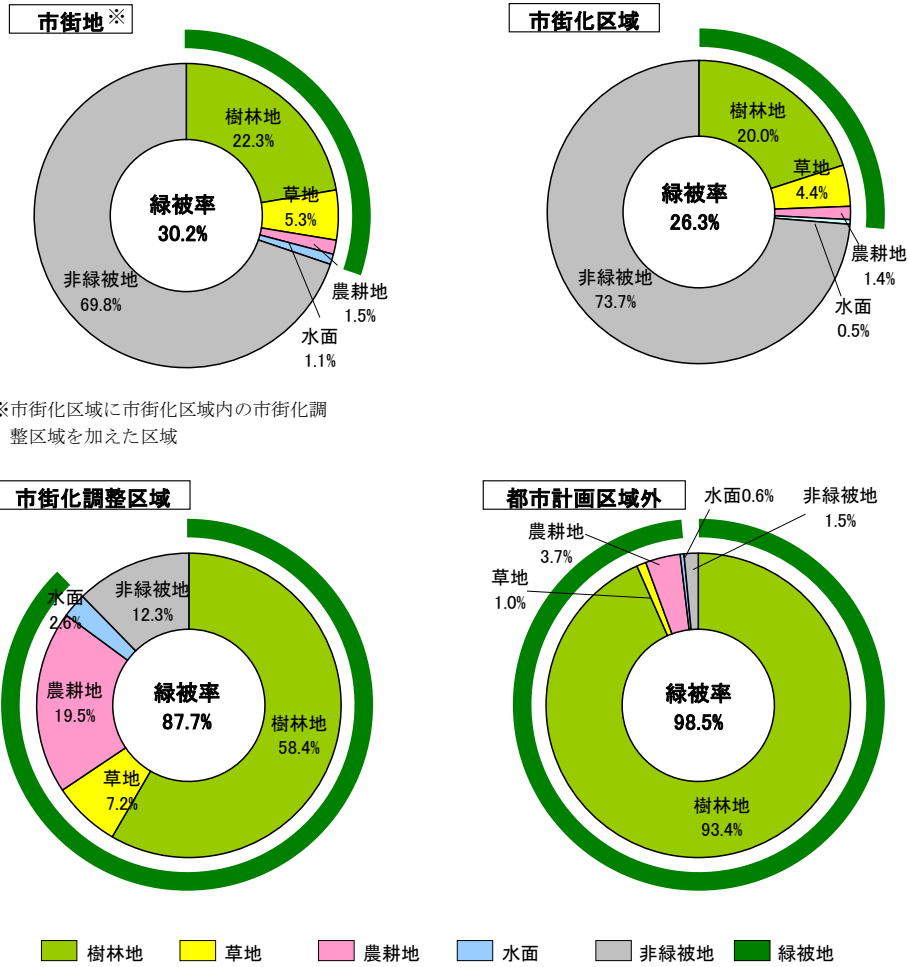


凡 例

- 樹林地
- 草地
- 農耕地
- 水面
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 行政区界



出典：令和元年度仙台市緑の分布調査報告書



※市街化区域に市街化区域内の市街化調整区域を加えた区域

図－１２：区域ごとの緑被率

表－１：緑被地面積の経年変化

区域区分	緑被地の種類・面積	区域面積 (ha)	樹林地		草地		農耕地		水面		緑被地合計	
			緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)
都市計画区域	平成16年度	44,285.00	17,813.44	40.2	3,173.29	7.2	6,168.67	13.9	896.01	2.0	28,051.41	63.3
	平成21年度	44,284.00	19,589.46	44.2	1,746.00	3.9	5,923.88	13.4	829.37	1.9	28,088.71	63.4
	平成26年度	44,293.00	19,193.24	43.3	2,771.13	6.3	5,602.45	12.6	788.48	1.8	28,355.30	64.0
	令和元年度	44,296.00	18,952.80	42.8	2,670.50	6.0	5,393.04	12.2	781.99	1.8	27,798.33	62.8
市街化区域	平成16年度	18,001.00	3,411.23	19.0	1,196.55	6.6	394.12	2.2	111.11	0.6	5,113.01	28.4
	平成21年度	18,036.10	3,835.78	21.3	572.29	3.2	374.19	2.1	104.38	0.6	4,886.64	27.1
	平成26年度	18,035.00	3,756.90	20.8	924.34	5.1	323.61	1.8	97.89	0.5	5,102.74	28.3
	令和元年度	18,006.00	3,604.37	20.0	788.82	4.4	260.31	1.4	83.69	0.5	4,737.19	26.3
市街化調整区域	平成16年度	26,284.00	14,402.21	54.8	1,976.74	7.5	5,774.55	22.0	784.90	3.0	22,938.40	87.3
	平成21年度	26,247.90	15,753.68	60.0	1,173.71	4.5	5,549.69	21.1	724.99	2.8	23,202.07	88.4
	平成26年度	26,258.00	15,436.34	58.8	1,846.79	7.0	5,278.84	20.1	690.59	2.6	23,252.56	88.6
	令和元年度	26,290.00	15,348.43	58.4	1,881.68	7.2	5,132.73	19.5	698.30	2.6	23,061.14	87.7
都市計画区域外	平成16年度	34,524.00	31,073.67	90.0	897.28	2.6	1,708.72	4.9	180.47	0.5	33,860.14	98.1
	平成21年度	34,525.00	32,136.22	93.1	256.80	0.7	1,385.67	4.0	216.96	0.6	33,995.65	98.5
	平成26年度	34,292.00	32,123.50	93.7	266.88	0.8	1,383.86	4.0	216.72	0.6	33,990.96	99.1
	令和元年度	34,339.00	32,058.62	93.4	354.05	1.0	1,280.07	3.7	139.73	0.4	33,832.47	98.5
全市域	平成16年度	78,809.00	48,887.11	62.0	4,070.57	5.2	7,877.39	10.0	1,076.48	1.4	61,911.55	78.6
	平成21年度	78,809.00	51,725.68	65.6	2,002.80	2.5	7,309.55	9.3	1,046.33	1.3	62,084.36	78.8
	平成26年度	78,585.00	51,316.74	65.3	3,038.01	3.9	6,986.31	8.9	1,005.20	1.3	62,346.26	79.3
	令和元年度	78,635.00	51,011.42	64.9	3,024.55	3.8	6,673.11	8.5	921.72	1.2	61,630.80	78.4

四捨五入の関係で合計が100%にならないことがあります。

表－２：耕作放棄地率の経年変化

[単位：ha]

	平成17年	平成22年	平成27年
経営耕地総面積(A)	5,985	5,948	5,198※
総農家耕作放棄地面積	464	528	643
販売農家耕作放棄地面積(B)	208	213	206
耕作放棄地率(B/A)	3.48%	3.58%	3.96%

- ・耕作放棄地：以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地のことをいう。
- ・経営耕地面積：農林業経営体が経営している耕地をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計をいう。
- ・農家：経営耕地面積が10アール以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農業生産物の販売金額が15万円以上の規模の農業を行う世帯。
- ・販売農家：経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。

出典：仙台市農林水産業統計資料集（令和2年度，経済局）から抜粋
（農林業センサスを基に経済局で作成）

※東日本大震災による土地利用の転換等が影響し、減少していると考えられる。

2) 緑地保全

土地や樹木の所有者をはじめとする市民の協力を得て、法令等に基づく緑地保全に取り組んできました（表－3「法や条例に基づく緑地保全制度の運用状況」参照）。平成26年(2014年)には、大泉山保存緑地や芦の口保存緑地等で都市公園に移行したことに伴い、緑地指定の解除を行ったため、面積が減少しましたが、より規制が厳格になる特別緑地保全地区を柞江地区などで新規指定し、保全の担保性の向上を図りました。保存樹木は、枯損による廃止があったものの、引き続き新たな指定を行っているほか、保存樹林は指定件数が増加しています。

一方、法令等による規制を受けていない市街地に近い里山や市街化区域の樹林地では、開発等の土地利用の影響により緑地の減少が見られます。特に、太陽光発電施設の設置に伴う森林伐採については、再生可能エネルギーの普及は重要であるものの、全国的に環境への影響が懸念されています。

表－３：法や条例に基づく緑地保全制度の運用状況

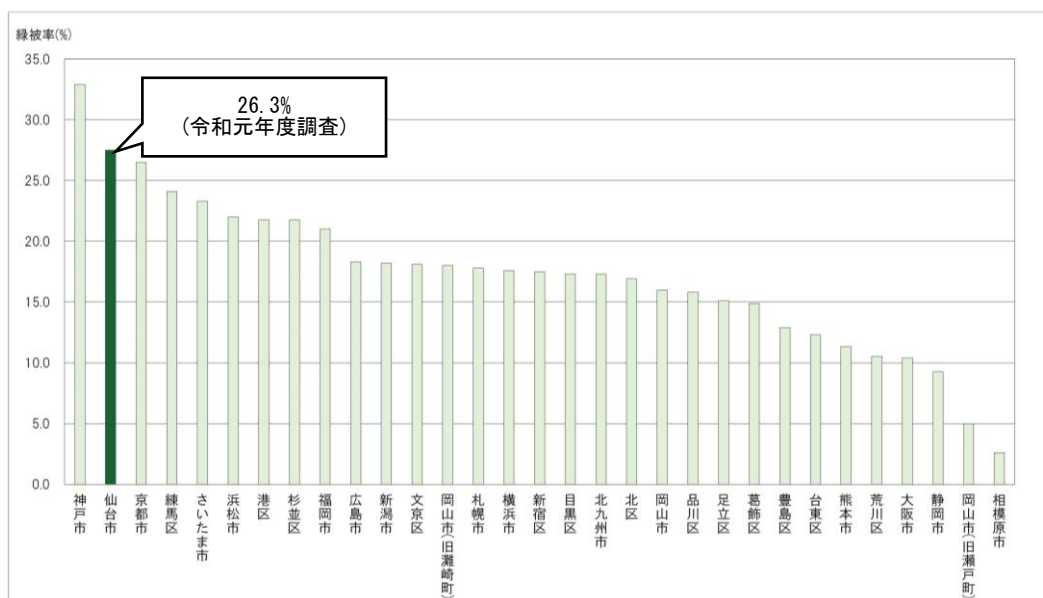
制度名	平成 24 年 4 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日	増減
風致地区	8 箇所(270.9ha)	8 箇所(270.9ha)	増減なし
特別緑地保全地区	1 地区(81ha)	4 地区(97.2ha)	3 地区(16.2ha)増
市民緑地	1 箇所	1 箇所	増減なし
保存緑地	46 箇所(662.17ha)	40 箇所(643.34ha)	6 箇所(18.83ha)減
保存樹林	9 件	19 件	10 件増
保存樹木	177 件(182 本)	174 件(179 本)	3 件(3 本)減

令和 2 年 4 月現在において、「緑地保全地域」、「保全配慮地区」の指定実績はない。

3) 都市緑化

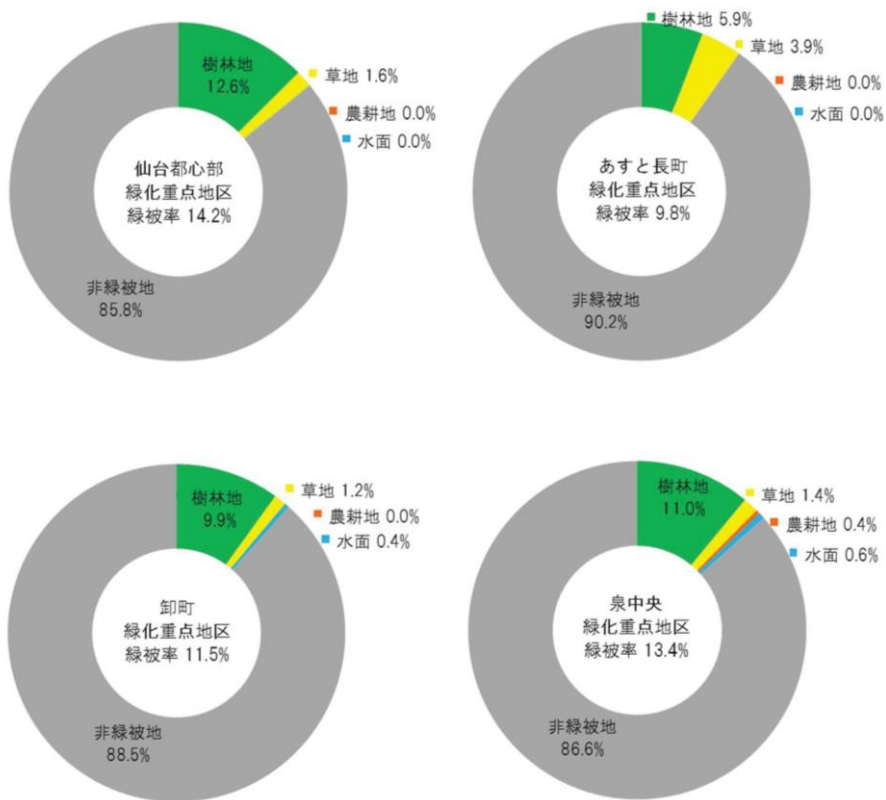
市街化区域の緑被率は26.3%であり、他都市と比較すると上位にあります。市街化区域内に重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）を4地区指定しているものの、地域内の緑被率は市街化区域全体よりも低く、さらなる緑化の推進が必要です。

杜の都の環境をつくる条例に基づく建築行為に伴う緑化は着実に図られてきましたが、コスト低減等の観点からつる性植物や芝などが多く用いられ、緑化の基本としている樹木が十分に使用されていない現状が見受けられます。



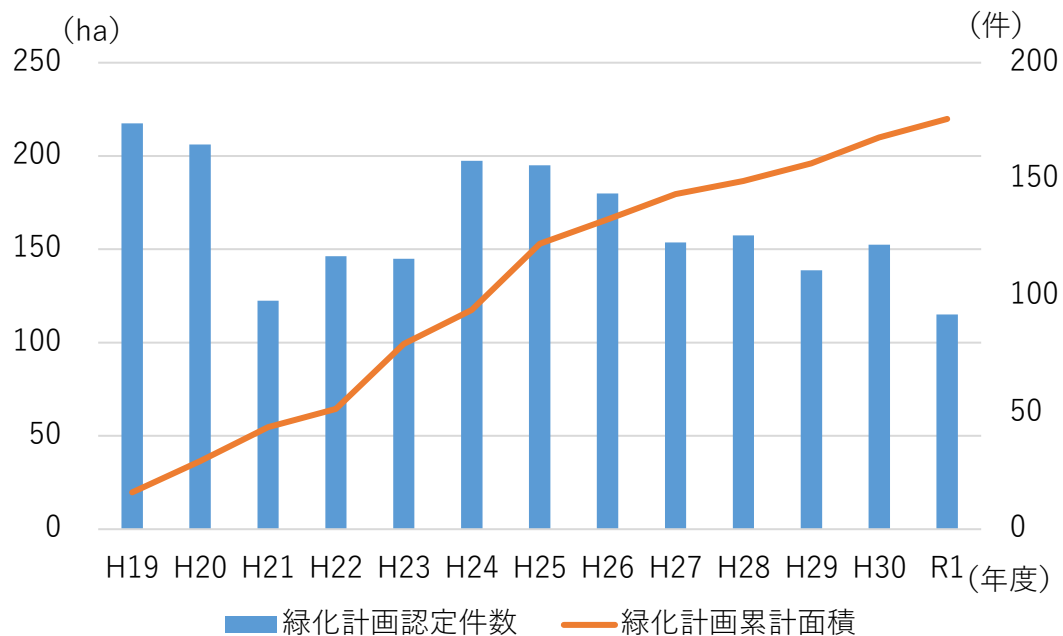
図－１３：他都市との緑被率比較（市街化区域）

出典：都市緑地の保全及び緑化の推進に関する施策の実績調査報告書
（平成 31 年 3 月，国土交通省）



図一 14 : 緑化重点地区の緑被率の内訳

出典：仙台市緑の分布調査報告書（令和2年6月）



図一 15 : 杜の都の環境をつくる条例に基づく
緑化計画の認定件数と累計面積の推移

4) 都市公園

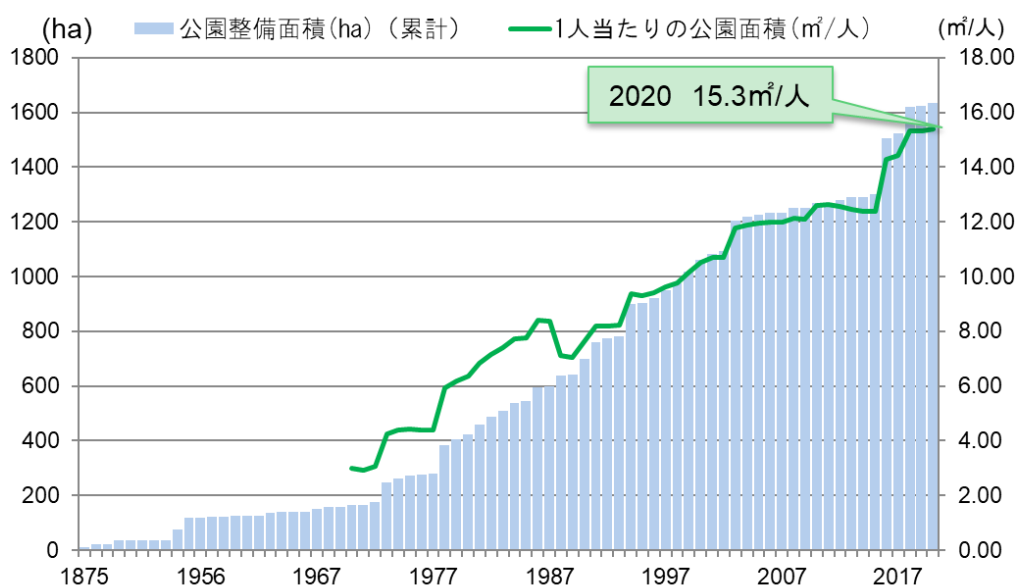
本市の公園整備は、明治6年(1873年)の太政官布達を受けて、明治8年(1875年)に現在の西公園の一部を桜ヶ岡公園として開園したのが始まりです。その後、明治35年(1902年)に榴岡公園、大正3年(1914年)に勝山公園と2つの公園が開園し、戦前には3公園で開園面積が15.2haとなりました。

本市が計画的に公園整備を始めたのは、戦災復興計画(昭和21年(1946年))が最初であり、前述の3公園のほか、10公園が都市計画決定され、整備が進められました。また、昭和31年(1956年)に都市公園法が制定されたのを受け、翌昭和32年(1957年)に仙台市都市公園条例を制定し、都市公園の設置・管理についての基礎が確立されました。

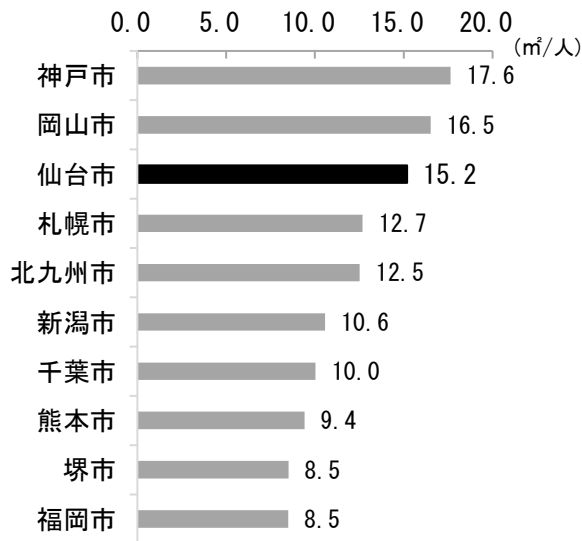
その後、着実に公園整備は進められてきましたが、特に昭和40年代から50年代にかけては開発行為や土地区画整理事業により公園整備が増加し、昭和55年(1980年)には開園数334箇所、開園面積が399haになり、市民一人当たり都市公園面積は6㎡となりました。

平成元年(1989年)には東北地方初の政令市に移行し、七北田公園において第7回全国都市緑化フェアを開催しました。

平成13年(2001年)には市民一人当たりの開園面積が10㎡を超え、平成15年(2003年)には、平成元年(1989年)当時の開園面積550haから1,078haと2倍近くになり、令和2年(2020年)4月1日時点では、公園数は1,800箇所に達し、面積としては1,600haを超え、市民一人当たりの面積では15.39㎡となっており、政令指定都市平均6.8㎡/人(平成31年(2019年)3月31日現在)と比較して高い水準にあります。一方、開園後30年以上経過した公園が4割を超え、施設の老朽化が進んでいます。また、公園の配置について、地域によって偏りが生じているほか、500㎡未満の小規模公園が非常に多くなっています。

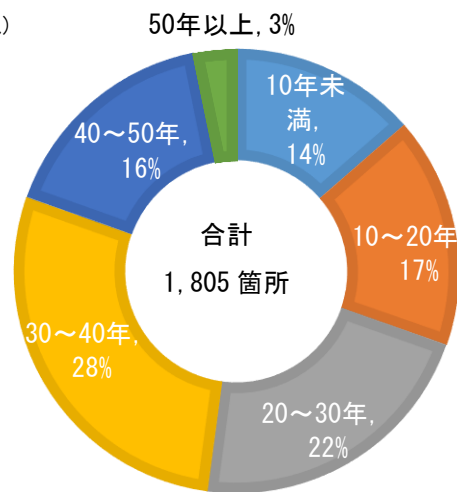


図一 16 : 本市の公園整備面積と1人当たりの公園面積の推移(令和2年4月1日現在)



図一 17 : 市民 1 人当たり公園面積政令市比較
(上位 10 都市, 平成 31 年 3 月末現在)

出典 : 国土交通省資料を基に作成



図一 18 : 都市公園整備後の経過年数
(令和 2 年 4 月現在)

5) 街路樹

本市の街路樹は明治20年(1887年)に仙台駅が現在地に設置された際に、関連する道路が拡幅され、明治24年(1891年)に南町通にサクラとヤナギを植えたのが最初といわれています。大正12年(1923年)に都市計画法が適用になり、昭和2年(1927年)に38路線の街路が決定され、その後南町通にシダレヤナギ、国道4号の長町から土樋までにイチョウとエンジュ、北四番丁から北仙台駅前までにイチョウとニセアカシア、国道48号のうち大学病院から大崎八幡神社までにアオギリが植栽されましたが、戦災などにより、現在はほとんど残っていません。

戦災復興土地区画整理事業では、一区画あたりの宅地面積が縮小されたため、宅地内の植栽によりみどりを確保することが難しくなり、公園及び街路の緑化による、みどりの創出が求められることとなりました。

青葉通及び定禅寺通のケヤキがそれぞれ昭和26年(1951年)、昭和33年(1958年)から昭和40年(1965年)頃まで植栽され、現在では市のシンボルとしてケヤキの大木に包まれた通りとなっています。その後、都市計画道路の整備の進捗にあわせ、着実に街路樹本数が増加しましたが、高木については、植栽後、時間の経過とともに樹勢不良を生じた樹木の伐採が多くなり、平成20年(2008年)頃をピークに、減少に転じています。

令和2年(2020年)4月1日時点では、高木が約50,000本、中低木が51.5ha(約2,575千本)植栽されています。道路延長1kmあたり街路樹本数では、高木13.9本(政令指定都市平均11.9本/km)、中低木707.8本(政令指定都市平均271.2本/km)と政令指定都市の中でも高水準にありますが(高木、中低木ともに平成29年(2017年)3月31日時点)、樹

木の成長に伴う樹勢不良の発生や維持管理費の増大、植栽間隔など現行の基準では不適合とされる樹木が多数あるといった課題も生じており、道路の安全性低下への懸念があります。

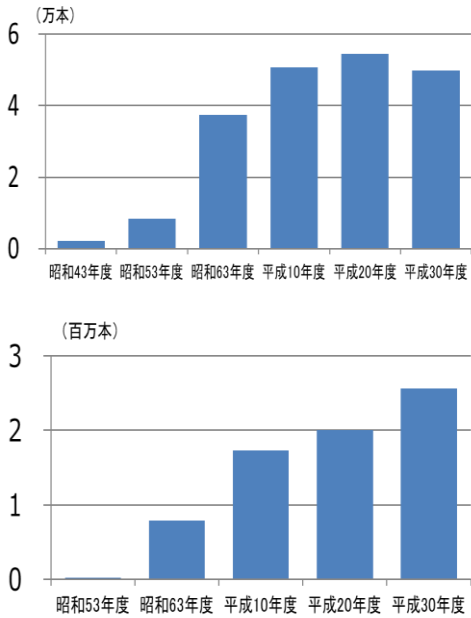


図-19: 街路樹本数の推移 (上: 高木, 下: 中低木)

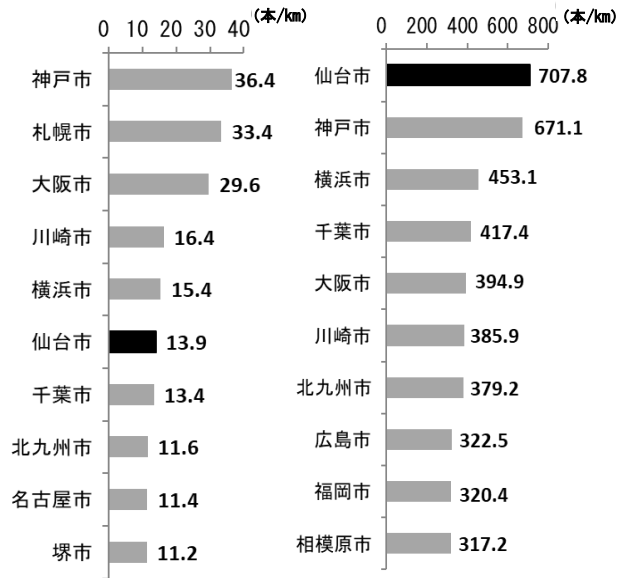


図-20: 管理道路1km当たり街路樹本数の政令市比較 (左: 高木, 右: 中低木)

出典: 「わが国の街路樹Ⅷ」(2018年11月)を基に作成

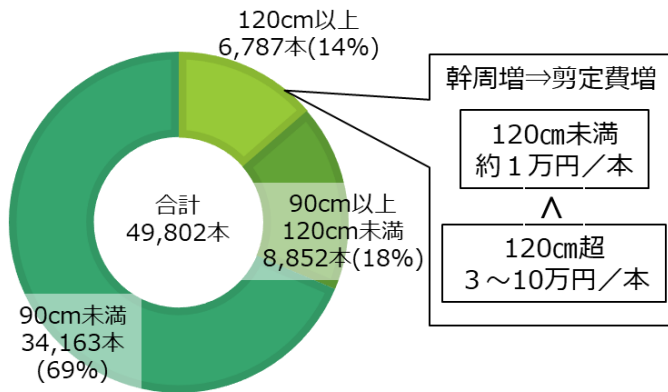


図-21: 街路樹(高木)幹周割合 (平成30年4月時点のデータにより集計)



基準不適合箇所



根上がりによる舗装の隆起

6) みどりの市民活動

本市には様々なみどりを活動の場にして、利活用や維持管理を行う団体があり、地域のコミュニティ活性化の一翼を担っておりますが、一部の団体では、会員の高齢化が進むなど、持続的な担い手の確保に課題が生じています。

表-4：コミュニティを育むみどりの市民活動団体数

団体名称	現計画策定時 (平成 24 年度)	現在 (令和 2 年度)	増減
緑の活動団体	17 団体	26 団体	9 団体増
公園愛護協力会	1,155 団体	1,312 団体	157 団体増
河川愛護会	20 団体	20 団体	増減なし

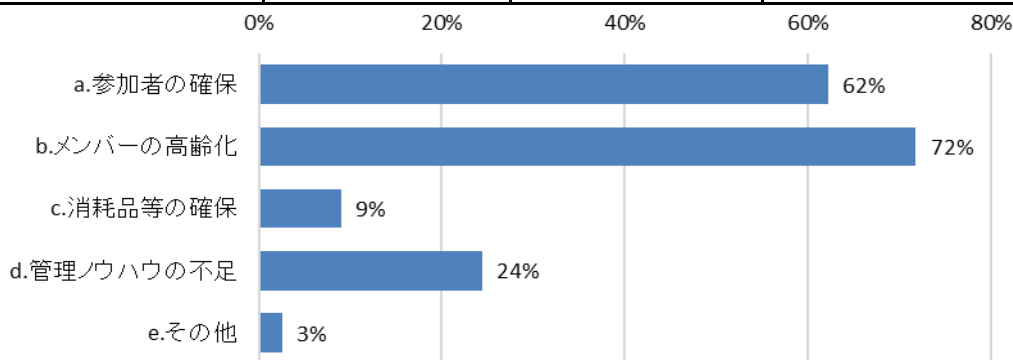


図-22：公園愛護協会の活動上、課題と考えていること

出典：令和元年度 仙台市公園愛護協会連合会泉支部アンケート

7) みどりに関する財源

財源については、仙台スタジアムや八木山動物公園のネーミングライツをはじめ、都心部や泉中央地区では仙台おもてなし花壇（企業・団体等の協賛により設置する花壇）を導入するなど新たな財源確保に取り組んでいます。一方、公園等関連の予算で平成29年(2017年)に維持管理費が整備費を上回るなど、所有施設の維持管理費が予算に占める割合が年々大きくなってきています。



仙台おもてなし花壇

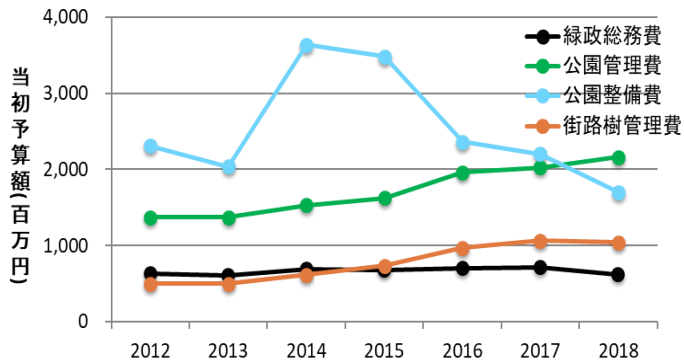


図-23：公園関連予算の推移

出典：仙台市一般会計歳出決算事項別明細書

8) 市民意識等

ア. 施策目標に関する市民意識調査（令和元年(2019年)度実施）

本市が重点的に取り組む施策に関して、市民評価やニーズを把握することを目的として実施した「施策目標に関する市民意識調査」では、「市街地の緑化や公園の整備、自然環境の保全等、緑美しい百年の杜づくり」を評価する（「評価する」＋「どちらかといえば評価する」の合計）の割合が69.5%と全47項目中4位と高評価を受けました。

表－5：仙台市の各取組みに対する市民評価（上位5項目の経年変化）

「評価する（計）」（上位5項目の経年比較）

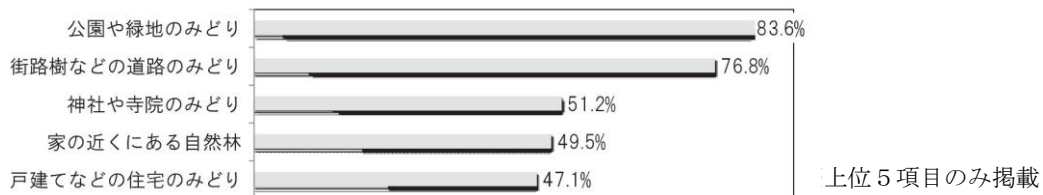
	令和元年度	平成30年度	平成29年度
1位	仙台七夕まつりや仙台国際ハーフマラソン等さまざまなイベントを生かした仙台ブランドづくり 81.8%	仙台七夕まつりや仙台国際ハーフマラソン等さまざまなイベントを生かした仙台ブランドづくり 81.8%	仙台七夕まつりや仙台国際ハーフマラソン等さまざまなイベントを生かした仙台ブランドづくり 82.8%
2位	医療サービスや救急医療体制の充実 72.0%	ごみ減量・リサイクルの推進等、ごみの発生を抑え、資源を有効に循環させるまちづくり 69.2%	プロスポーツやさまざまなスポーツイベント等を観ることができる環境づくり 73.6%
3位	プロスポーツやさまざまなスポーツイベント等を観ることができる環境づくり 71.9%	市街地の緑化や公園の整備、自然環境の保全等、緑美しい百年の杜づくり (同率3位) 68.1%	ごみ減量・リサイクルの推進等、ごみの発生を抑え、資源を有効に循環させるまちづくり 71.7%
4位	市街地の緑化や公園の整備、自然環境の保全等、緑美しい百年の杜づくり 69.5%	プロスポーツやさまざまなスポーツイベント等を観ることができる環境づくり (同率3位) 68.1%	医療サービスや救急医療体制の充実 67.3%
5位	ごみ減量・リサイクルの推進等、ごみの発生を抑え、資源を有効に循環させるまちづくり 68.7%	医療サービスや救急医療体制の充実 67.4%	生活習慣病予防対策や健診体制の充実等、健康づくりの推進 65.8%

出典：令和元年度 施策目標に関する市民意識調査（まちづくり政策局資料）からの抜粋

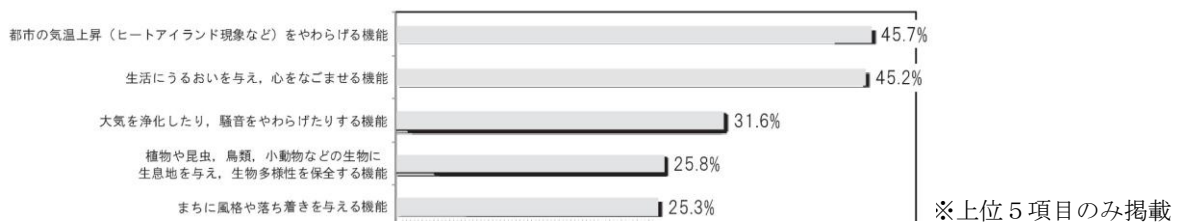
イ. みどりの市民意識調査（令和元年(2019年)度実施）

「みどりの市民意識調査」では、身近なみどりとして「公園や緑地のみどり」や「街路樹などの道路のみどり」を挙げた市民が7割を超えました。身近なみどりに期待する機能としては、「都市の気温上昇の軽減」や「生活への潤い、いやし」、「大気の浄化・騒音の軽減」など生活環境の向上への期待が上位を占めました。それらのみどりの満足度（質と量に関する評価）では、量を十分とする回答は半数を超えたものの、質を十分とする回答は半数を下回る結果となりました。みどりの満足度に関しては、前回調査（平成24年(2012年)度調査）と比較すると、「量・質ともに十分である」が32.1%から34.7%へと増加し、「量・質ともに不十分である」については34.1%から28.4%へと減少しています。

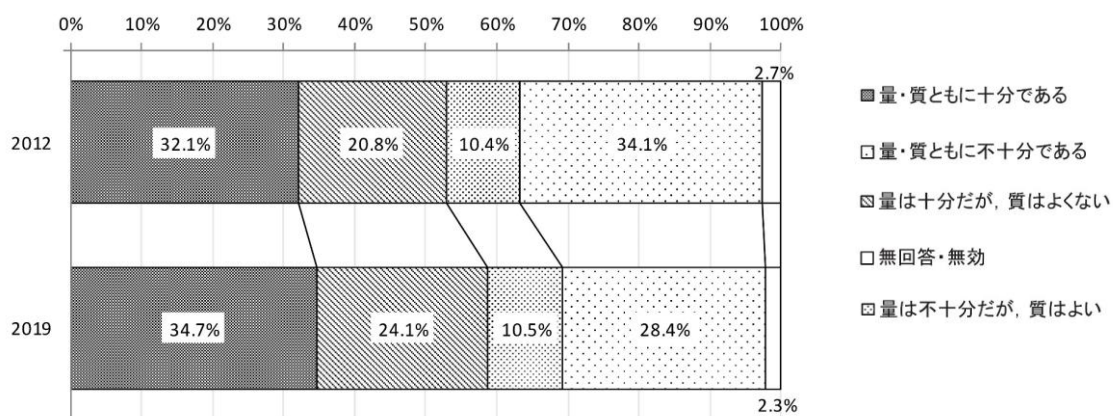
問. あなたにとって身近なみどりとは何か (あてはまるもの全てに○, n=1916)。



問. 身近なみどりに期待する機能は何か (あてはまるもの3つまでに○, n=1916)



問. 現在の身近なみどりの量や質にどのような印象を持っているか (あてはまるもの1つまでに○, n=1916)。(平成24年(2012年)度調査からの経年変化付き)



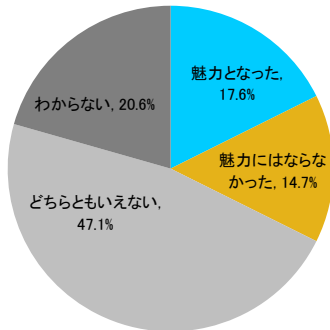
出典：令和元年度 みどりに関する市民意識調査 報告書からの抜粋

ウ. 企業アンケート (令和2年(2020)度実施)

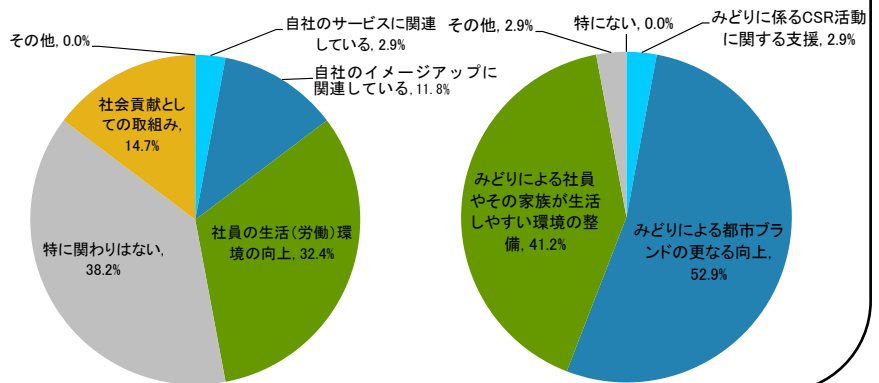
本市の助成・優遇制度を活用し、本市に進出、あるいは市内での移転や事務所の増設を行ったことがある企業208社に、本市のみどりに関するアンケートを行いました(有効回収数34票、有効回収率16.3%)。本市のみどりが、本市で起業又は本市への進出する際の魅力になったかを質問したところ、17.6%の企業から「魅力となった」という回答が得られました。

また、本市のみどりが自社にとってどのような位置づけであるかについて質問したところ、「社員の生活(労働)環境の向上(32.4%)」が最も多く、次いで「社会貢献としての取組み(14.7%)」、「自社のイメージアップに関連している(11.8%)」となりました。さらに、本市のみどりが企業活動に寄与していく、または今後も寄与するために必要なことを質問したところ、「みどりによる都市ブランドの更なる向上(52.9%)」と最も多く、次いで「みどりによる社員やその家族が生活しやすい環境の整備(41.2%)」、「みどりに係るCSR活動に関する支援(2.9%)」となりました。

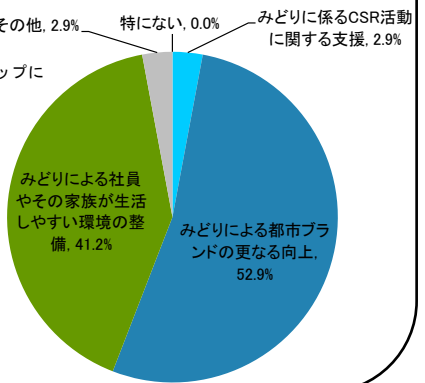
問. 本市のみどりが、本市での起業又は本市への進出を決める際の魅力となったか（あてはまるもの1つに○, n=34）。



問. 貴社にとって本市のみどりはどのような位置づけか（あてはまるもの1つに○, n=34）。



問. 仙台のみどりが企業活動に寄与していくために必要なことは何か（あてはまるもの1つに○, n=34）。



エ. 仙台市居住経験者アンケート（令和2年(2020年)度実施）

直近10年以内に本市に居住歴のある方400名に、現在の居住地と本市のみどりを比較した印象等について調査を行いました（有効回収数400票、有効回収率100%）。本市居住時に「杜の都」というイメージを持つことができたかを質問したところ、73.3%の方が「仙台は『杜の都』だと思った」という回答が得られました。「杜の都」を代表するみどりについて質問したところ、青葉山（47.5%）が最も多く、次いで青葉山公園（^{せんだい}仙台北城跡）（29.8%）、青葉通（23.5%）となりました。

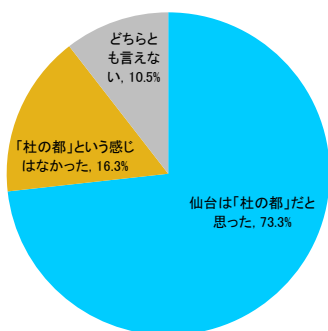
また、「住みたいまちの条件」として、身近なみどりの充実が必要な条件になるか質問したところ、「大いになる（43.3%）」、「どちらかと言うと（44.5%）」と、合わせて9割近い方が住みたいまちの条件に身近なみどりの充実が必要な条件になると回答しています。さらに、本市のみどりが魅力的だと思うかということについて質問したところ、「とても魅力的だと思う（46.0%）」、「魅力的だと思う（42.3%）」と、合わせて9割近い方から本市のみどりが魅力的に思われているということが分かりました。

問. あなたが思う「杜の都」を代表するみどりは何か（あてはまるもの3つまでに○, n=400）。

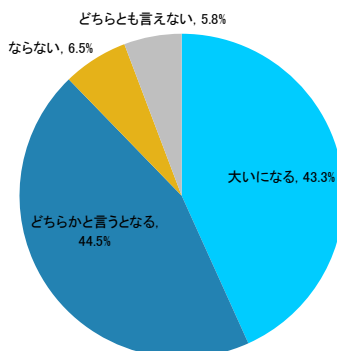
1位	青葉山	47.5%	2位	青葉山公園(仙台北城跡)	29.8%	3位	青葉通	23.5%
4位	定禅寺通	22.5%	5位	広瀬川	20.0%			

※上位5項目のみ掲載

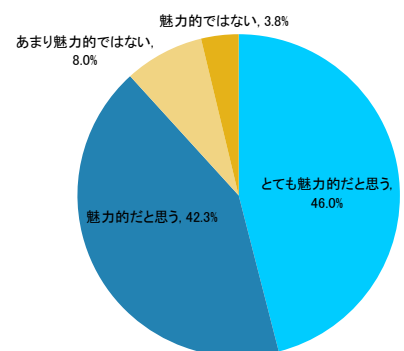
問. 本市居住時に「杜の都」というイメージを持つことができたか（あてはまるもの1つに○, n=400）。



問. 「住みたいまちの条件」として、身近なみどりの充実が必要な条件になるか（あてはまるもの1つに○, n=400）。



問. 本市のみどりは魅力的だと思うか（あてはまるもの1つに○, n=400）。



② 仙台市みどりの基本計画（2012-2020）の振り返り

計画期間の目標として設定されたみどりの質・量に関わる成果を整理し、評価を行いました。

1) みどりの質に関する目標

質については、安全安心、自然環境、生活環境、仙台らしさ、市民協働に関して定性的な目標を定めていますが、それらを測る定量指標として、百年の杜づくりプロジェクト（7つの重点プロジェクト）ごとにそれぞれ2つずつの指標を設定し、達成状況（令和元年度末現在）について評価しました。

目標1：**安全安心** 自然災害を防ぎ、被害を軽減する「みどりの質」を高めます
⇒①みどりによる津波防災プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目 標 値	現 況 値
海岸防災林の植林面積 (国による民有林直轄治山事業等)	－	対象面積全て※	162.31ha/8年
海岸公園の開園面積	－	一部開園	開園面積 37.5ha (事業完了)

※計画策定時に事業範囲を確定せず、実績に応じるものとした

〈評 価〉

海岸防災林の植林面積について、ふるさとの杜再生プロジェクトによる植樹の実施などにより着実に拡大しました。

また、海岸公園の開園についても、平成29年(2017年)度に災害復旧工事が完了するとともに避難の丘を整備し、平成30年(2018年)7月には全施設の利用を再開できました。



海岸防災林の植林状況
(令和2年9月撮影)



海岸公園完成式
(平成30年7月)

目標2：**自然環境** 生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与する「みどりの質」を高めます
⇒②みどりの骨格充実プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目 標 値	現 況 値
二酸化炭素固定量	平成 22 年度 30,289t/年	42,500t/年	令和元年度 37,282 t/年
身近な生き物の認識度	平成 22 年度 9 種合計 440.7%	現在より向上	令和元年度 9 種合計 505.3%

〈評 価〉

二酸化炭素固定量については、算出対象となる高木植栽本数、新規都市公園開設面積、市有林の施業面積で、目標達成に必要な事業量を確保できなかったことから、目標値を下回りました。

身近な生き物認識度については、自然環境を生かした公園緑地整備、河川改修の実施により、生き物の生息環境の改善を図ったことや仙台市生物多様性地域戦略(H28作成)に基づく市民イベントを開催したこと等、生物多様性に関する普及啓発に努めたこと等により、基準値を上回り目標に達しました。

目標 3 : **生活環境** 市民ニーズに対応し、快適な暮らしを支える「みどりの質」を高めます
⇒③街のみどり充実プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目 標 値	現 況 値
市街化区域内の民有地の緑化面積	平成 22 年度 21.86ha	50ha 増/9 年	54.64ha 増/8 年
市街化区域内の樹林地面積	平成 21 年度 3,836ha	現状維持	令和元年度 3,604ha

〈評 価〉

民有地の緑化面積については、条例に基づく緑化計画制度の適正な運用により、緑化面積が着実に増加し、目標を達成しました。市街化区域内の樹林地面積は、開発行為（貝ヶ森、錦ヶ丘、根白石地区などで約47ha）と東日本大震災の津波による消失（主に蒲生地区で約3ha）により、減少したと考えられ、目標達成は困難でした。

⇒④魅力ある公園づくりプロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目 標 値	現 況 値
街区公園整備・再整備箇所数	平成 22 年度 45 箇所	450 箇所/9 年	283 箇所/8 年
市民の公園利用頻度	平成 24 年度 21.4%	現在より向上	令和元年度 21.0%

〈評 価〉

街区公園の再整備・整備箇所数は、事業費の確保に難航したことなどにより、目標の達成が困難な見込みです。公園利用頻度については、基準値を上回ることができず、目標を達することができませんでした。

目標4：**仙台らしさ** 歴史や文化と調和し、仙台らしさを表す「みどりの質」を高めます
⇒⑤みどりの地域資源活用プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基準値	目標値	現況値
保全制度による屋敷林・鎮守の杜の新規保全箇所数	平成 22 年度時点 2 箇所	10 箇所増/9 年	8 箇所増/8 年
百年の杜ホームページのアクセス数	平成 22 年度 62,324 件/年	120,000 件/年	令和元年度 99,377 件/年

〈評 価〉

杜の都の環境をつくる条例に基づく保存樹林制度の活用により屋敷林等の貴重な樹林の新規指定が行われ、目標を達成できる見込みです。

百年の杜ホームページアクセス数は、「わがまち緑の名所100選」など、みどりに関心のある市民から注目度が高いページはアクセス数が多く、また、イベントの告知等ではFacebookの専用アカウントを開設するなど、情報発信の充実に努めましたが、目標値の達成は難しい状況です。



若林区長喜城の屋敷林
(平成 30 年 12 月指定)



青葉区上杉二丁目の屋敷林
(令和元年 11 月指定)

⇒⑥「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基準値	目標値	現況値
仙台都心部緑化重点地区内緑被率	平成 21 年度 11.7%	13%	令和元年度 14.2%
仙台都心部 10 路線平均緑視率	平成 20 年度 26.8%	30%	令和 2 年度 32.1%

〈評 価〉

仙台都心部緑化重点地区内の緑被率については、民有地緑化の増加や街路樹、公園樹の成長などにより、目標値を上回りました。仙台都心部10路線平均緑視率についても、緑被率と同様に既存の街路樹などの成長により、目標値を上回りました。

目標5：**市民協働** 市民が仙台のみどりを地域の誇りと感じ、様々な主体が連携してみどりの活動を行う「みどりの活動環境の質」を高めます

⇒⑦市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目 標 値	現 況 値
みどりの市民活動団体主催の市民向けイベント数	平成 22 年度 193 件/年	1,500 件/9 年	929 件/8 年
みどりの活動を行う事業者数	平成 21 年度 248 事業者/年	2,300 事業者/9 年	2,800 事業者/8 年

〈評 価〉

みどりの市民活動団体主催の市民向けイベント数について、現況値は目標値の7割程度に留まっており、目標達成は困難な状況です。東日本大震災以降イベント数が減ってしまったことや、団体会員の高齢化により活動が縮小していることが要因と考えられます。

みどりの活動を行う事業者数は、目標を達成しており、広瀬川の清掃活動イベントなど、参加するイベントへの携わり方が協賛や寄付など多様になっているためと考えられます。

2) みどりの量に関する目標（令和元年度末時点）

評価対象	指 標	基準値 (平成 22 年度)	目標値	現況値
市域 全域	みどりの総量 (緑被率)	78.8% ^{※1}	維持・向上	78.4% ^{※2}
都市計画 区域	都市公園等の 一人当たり面積	15.8 m ²	20 m ²	18.6 m ²
	都市公園の 一人当たり面積	12.8 m ²	17 m ²	15.5 m ²
市街化 区域	市街地のみどりの 総量（緑被率）	29.8% ^{※1}	維持・向上	30.2% ^{※2}
	担保性のある 緑地の面積	約2,200ha	250ha 増	約 2,450ha 248.64ha 増

※1：平成21年度調査，※2：令和元年度調査

- ・都市公園等：都市公園及び公開されている公共施設で都市公園と類似する施設
例) 屋外運動施設，児童遊園，港湾緑地，文化財関係施設，生涯学習施設など
- ・担保性のある緑地：都市公園などの施設緑地
地域制緑地
例) 風致地区，特別緑地保全地区，保存緑地など

〈評価〉

市域全域のみどりの総量は基準値から若干の減少となりました。市街化調整区域や都市計画区域外における開発等が主な要因として考えられます。

都市計画区域は，都市公園（等）の一人当たり面積がともに目標が未達成でした。現行計画策定時の想定以上に計画期間中の人口増加が続いたことや，供用が見込まれていた緑地で境界確定手続きが整わず，面積加算ができなかったことが要因と考えられます。

市街化区域は，みどりの総量は基準値を上回っており，目標を達成しました。また，担保性のある緑地面積についても，順調に増加しており，目標を達成する見込みです。

3) 総評

みどりの質の目標では，「安全安心」や「仙台らしさ」の一部の成果指標において，海岸防災林の植林面積や屋敷林等の保全箇所数，仙台都心部緑化重点地区内緑被率の向上など目標値を達成したのものがあり，東部地域の防災性の向上や地域資源の保全等を図ることができたと考えられます。

一方，「自然環境」や「生活環境」，「市民協働」に関する成果指標では，二酸化炭素固定量や市民の公園利用頻度，ホームページアクセス数など目標値未達成のものがあります。また，街区公園整備・再整備箇所数やみどりの市民活動団体主催の市民向けイベント数では，それぞれの現況値が目標値の6割程度に留まっており，原因としては，計画策定以降の関係団体の担い手の高齢化や財政状況の悪化等が考えられるものの，設定した目標がやや高めだったのではないかと推察されます。目標値未達成の指標の中には，地球温暖化の緩和や身近なみどりの充実，市民協働の更なる推進など，本市の重要な課題に関係しているものが含まれていることから，関連する施策・事業について，引き続き取り組んでいく必要があります。

みどりの量の目標では，市街化区域内のみどりに関して目標を達成する見込みであり，既成市街地等においては一定程度の量の充足が図ることができたと考えられます。一方で，市域のみどりの総量の減少や都市公園（等）の一人当たり面積の未達成など，市域全域及び都市計画区域内のみどりに関する目標は達成できておらず，また，市街化区域のみどりに関しても適正な配置が課題であり，みどりの保全や創出に関する施策・事業についても引き続き取り組んでいく必要があります。

③ 本市のみどりの課題

本市のみどりを取り巻く社会状況の変化やまちづくりに関する動向、みどりの現状、仙台のみどりの基本計画2012-2020の振り返りなどを踏まえ、課題を次のように整理しました。

課題①

加速する少子高齢化や激甚化・頻発化する自然災害、国内外の交流人口の拡大等により顕在化する都市間競争など、大きく変化する社会状況への対応が求められる中で、みどりをまちづくりの重要な資源として捉え、その多様な機能を積極的に活用していくことが必要です。

課題②

みどりの多様な機能をまちづくりに効果的に利活用できるように、法令等に基づく緑地保全制度の運用の更なる推進や都市緑化の質の向上、公園や街路樹等の老朽化や安全性の確保への対応など、みどりの適正な維持管理や配置を行い、質の向上や量の更なる充足を図ることが必要です。

課題③

みどりの整備・維持管理・利活用に関する取組みを推進するために、市民や市民活動団体、事業者等の多様な主体と更なる連携を図っていくことが必要です。